

「立憲主義をとりもどし、平和と希望ある共生社会をめざす県民連合 高知」会則

1、会の目的

安保法の廃止、立憲主義の回復を通じて、個人の尊厳が大切にされる「国民が主人公」の政治の実現をめざします。

2、会の名称

「立憲主義をとりもどし、平和と希望ある共生社会をめざす県民連合 高知」(略称:立憲・平和・共生県民連合 高知)と称します。

3、会の構成

会の目的に賛同する団体、個人で構成します。

4、会の活動

会の目的を実現していくために、政治的、社会的活動にとりくみ、県民的、国民的な幅広い共同をひろげていきます。

また、会報・資料の発行と配布をはじめ、目的を実現していくために必要な諸活動にとりくみます。

5、会の役員と運営

代表委員を若干名おき、この会を代表します。

また、会計責任者1名を置きます。

代表委員で代表委員会を構成し、会の目的実現のための方針を討議、決定します。

代表委員会のもとに事務局をおき、日常業務をおこないます。

必要に応じて、全体の意思統一と運動の前進を図るため加盟組織、個人の代表で構成する代表者会議を開きます。

この会の運営は、対等平等の立場から民主的運営をおこない、全体の総意を結集します。

6、財政

会の財政は加盟団体が分担するとともに、会の目的に賛同する人たちの寄付によって運営します。

会計年度は毎年1月1日から12月31日とします。

7、事務所

会の事務所は、高知県高知市北本町4丁目4-23 ヤングプラザビル2Fにおきます。

8、付則

本会則は2016年5月2日より実施します。

以 上